

第Ⅱ章 西隆寺の歴史

1 西隆寺の造営

西隆寺が造営されたのは、称徳天皇の時代である。造営の理由・開始を直接告げる史料はないが、『続日本紀』神護景雲元(767)年8月丙午(29)条(以下、史料は特に断らない限り、『続日本紀』)に「従四位上伊勢朝臣老人を造西隆寺長官とす」とあり、5日後の翌月辛亥(4)条には引き続き「従五位下池原公禾守を造西隆寺次官とす」という措置を取ったことが見え、ここに長官・次官が揃ったことから、この時西隆寺の造営が開始されたと理解できる。時に伊勢老人は中衛中將・参河守の任にあり、一方池原禾守は大外記・右平準令であったが、ともにその任のまま西隆寺の造営にも当たることになった。

西隆寺の造営については、西大寺もあわせて考える必要がある。西大寺は前年にあたる天平神護2(766)年12月12日に、称徳天皇が行幸しているのが初見である(同月癸巳条)が、その縁起については宝龜11(780)年12月25日「西大寺資財流記帳」に次のように見える。

それ西大寺は平城宮御宇宝字称徳孝謙皇帝、去る天平宝字八年九月十一日誓願し、将に七尺の金銅四王像を敬造し、兼ねて彼の寺を建てんとす。乃ち天平神護元年を以て件の像を創鑄し、以て伽藍を開くなり(後略)(縁起坊地第一)。

これによれば同寺の建立は天平宝字8(764)年9月に、孝謙上皇(称徳)が四王像を発願したのに始まったというが、天平宝字8年9月11日といえば、恵美押勝(藤原仲麻呂)の乱が起こった日である。『続日本紀』同日条は「太師藤原恵美朝臣押勝の逆謀頗る泄る」云々と、乱の勃発とその後の「是夜、押勝近江に走る。官軍追討す」という押勝の敗走を語っている。周知のようにこの押勝の乱は、淳仁天皇及びその下で太師(太政大臣)として権勢を振るってきた押勝側と、孝謙上皇と僧道鏡側との間の対立の結果として生じたものである。したがって上記の上皇の造像誓願は、押勝に対する戦勝を祈願したのものであると理解できる。この勅願の西大寺は、翌々年の天平神護2年12月には、重祚した称徳天皇の行幸を迎えたわけであるが、造西大寺司の官人の任命については、その翌年にあたる神護景雲元年2月に、長官に従四位下佐伯宿祢今毛人、次官に正五位上大伴宿祢伯麻呂を当てたのが初見である(同月戊申(28)条)。行幸より造西大寺司の任命が遅れているが、これについては、まず造営されたのは四天王像を安置する四王堂であり、この行幸はその完成を意味し、その後寺地が拡大され、大規模な伽藍造営が始まったのであり、造西大寺司の任命は事業拡大に対応する措置であると見られている(太田博太郎「西大寺の歴史」『奈良六大寺大観 西大寺 全』)。

西大寺の
創 建

そして右の造西大寺司の任命から半年後に、造西隆寺司の任命によって始まった西隆寺の造営は、やはり称徳天皇の意向によるものと考えられる。それは造営の時期がほぼ重なるというのみでなく、西大寺が僧寺であるのに対し、西隆寺は尼寺であり、かつ位置も近接しており、両者はいわば一対になるものと考えられていたと見られるからである。すなわち東大寺に対し

西隆寺の造
営は称徳天
皇の意向

西大寺と名付られたように、尼寺である法華寺に対応するものとして、西隆寺が造営されたわけである。これは称徳天皇と道鏡が、恵美押勝をかなり意識し、その政策を模倣し、対抗しようとする傾向が強かったことを示すものであると、評価されている（岸俊男『藤原仲麻呂』）。

なお『東大寺要録』第1本願章1には天平字8年9月11日条に、西大寺の造営を記した後、「実忠和尚西隆寺別院を立つ」という記事があり、さらに百万塔の造営を伝えている。ここではやはり西大寺・西隆寺の建立を一体的なものと捉えているが、実忠の関わりについては他に所見がない。この「西隆寺別院」に関しては、堀池春峰氏は「西大寺の別院としての西隆寺」の意と解されている（「恵美押勝の乱と西大寺小塔院の造営」『南都仏教史の研究 下』）。これは西隆寺の位置づけについての注目すべき記事と言えよう。

押勝の乱と
造西隆寺司
長官伊勢
老人

ところで上に述べたような西隆寺の性格は、その造営に当たった造西隆寺司の人物にも反映しているように見られる。すなわち長官の伊勢老人は、押勝の乱が勃発した当日の9月11日に、従六位下から一躍従四位下に昇叙されるとともに、中臣伊勢連姓から朝臣姓を賜っている。これは乱の緒戦における勲功者に対する行賞といえよう。そして乱後の10月には参河守になり（同月癸未(20)条）、さらに神護景雲元年8月16日の改元の日に従四位上に昇っている。この時から『続日本紀』では伊勢朝臣として見えるようになる。

なお彼が造西隆寺長官に任ぜられた時、参河守と共にもう一つ兼任していた中衛中將については、その任官時期は不明である。しかし同職の初見は、天平神護元年2月に任じられた石上朝臣宅嗣であるが（同月己巳(8)条）、その位階は従四位下であることからすれば、伊勢老人の補任も従四位下昇叙後のことであろう。神亀5年の中衛府発足以来長く中將は置かれず、宅嗣がその初見であることからすれば、中將の設置は押勝の乱後のことであり、歴代の任官者には乱の功績者が多いという特徴が指摘されている（笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』）。老人もその一人である。ただし、老人はその後神護景雲元年8月には中衛中將、同2年6月には外衛中將、翌7月および宝亀2年正月・同5年3月には中衛員外中將として登場し、同9年3月には中衛中將に任じられている（同月丙辰(10)条）。こうした動きを見ると、史料の混乱があると考えられ、実際は神護景雲元年8月丙午条に初見以来、長く中衛員外中將の地位にあったのではないだろうか（笹山晴生前掲書）。

いずれにせよ彼は押勝の乱の功労者として、大きくその地位を前進させた人物であり、彼を造営の長官に据えたことは、西隆寺の造営が乱と関わっていたことを反映するものといえよう。なお造西大寺長官佐伯今毛人も反押勝派の人物であり（宝亀8年9月丙寅(18)条）、彼の補任も、造東大寺司長官の地位にもいたという彼の経歴・能力によるのみでなく、同様の事情も大きく作用したことであろう。ただし造西大寺司の場合、長官の今毛人が従四位下、次官大伴伯麻呂が正五位上という位階であるのに対し、造西隆寺長官伊勢老人が従四位上、次官池原禾守が従五位下であり、長官を比べれば西隆寺は西大寺より高位であるのは注目されよう。

長官・次官の任命の翌神護景雲2年5月には「恵美仲麻呂の越前国の地二百町、故近江按察使従三位藤原朝臣御楯の地一百町を西隆寺に捨入す」という、財政的基盤を整える措置が取られた（同月辛未(28)条）。御楯は仲麻呂の子であり、仲麻呂父子の没官地を施入したことは、同寺の建立の契機に対応するものといえよう。また6月には伊勢老人が伊勢国造になり（同月戊寅(6)条）、7月には池原禾守が播磨介に（同月壬申朔条）、老人が修理長官になったが（同

月戊子(17)条)、それぞれ造西隆寺長官・次官の地位はそのまま兼任した。なおここで伊勢老人が就任した修理長官については、木簡の所でふれることにする。

宝亀2(771)年8月、僧綱と諸寺の印を鑄造し頒布したが(同月己卯(26)条)、それは大安寺・薬師寺・東大寺・興福寺・新薬師寺・元興寺・法隆寺・弘福寺・四天王寺・崇福寺・法華寺・西隆寺が対象であった。ここで寺印が与えられたことは、それをを用いる三綱の存在が前提になるから、既に西隆寺が成立し機能していたことを示している。

西隆寺に寺印を与える

同年正月、伊勢老人は皇后宮亮に任じられているが、その際、中衛員外中將は兼任のままであるが、造西隆寺長官については見えない(同月辛巳(23)条)。また一方の池原禾守は神護景雲3年6月に、大外記の任から修理次官に任じられたが(同月庚申(24)条。これについては後述)、造西隆寺次官についての記事はない。またこれ以後も、同司についての記事は『続日本紀』に現れない。これは既に造寺司の任務が一応終了したことを窺わせるものであり、先の寺印の頒布と対応するものと言えよう。したがって西隆寺は宝亀2年8月までには一応の完成を見たと考えられる。

この後の西隆寺について『続日本紀』が語る所は、宝亀9年3月丙寅(20)条の皇太子山部親王の病気のため、東大寺・西大寺・西隆寺で誦経したということのみである。当時における西大寺・西隆寺の地位の高さを示す出来事と言えよう。

そこで他の史料を探すと、正倉院文書に2通、関係文書がある。1つは宝亀6年正月3日「韓国千村解」(『大日本古文書』23-77)である。それによれば造東大寺司の奉写一切経所の経師であった千村は、増巻阿含経三帙第六巻から第十巻までを書写しているが、それは西隆寺から借り出したものであった。またもう1通、年月未詳の「造東大寺司牒」(『同』23-169)がある。これは西隆寺鎮三綱務所に宛てたもので、樓炭経・集異門足論など「経論伍部漆拾貳巻」を奉請したものである。この文書の裏は、宝亀6年正月「奉写一切経所食口案」(『同』23-312)の断簡である(宝亀7年6月9日から10日までの分)。したがって宝亀年間には西隆寺は、多くの經典を有し、造東大寺司の写経所との間で經典の貸借をしていたことがわかる。

一方造営過程に関する史料として、木簡がある。かつて東門地区の発掘調査で79点、金堂地区の調査で1点出土した。東門地区では西隆寺造営に伴う廃材や不用品を投棄した、2箇所の土坑状の遺構SX033とSX035から木簡は出土した(西隆寺調査委員会『西隆寺発掘調査報告』。以下、木簡の番号はこれによる)。その中には、

造営過程に関する木簡

- (31)・越中国婦負郡川合郷戸主□□
[五カ] 天平神護三年
・□日浪米五斗120×21×2 051
- (32)・参河国播豆郡熊来郷物部馬万呂五斗
・ 景雲元年十月十日168×19×6 032
- (29)・紀伊国日高郡南部郷戸主□□石
[徳カ]
・□調塩三斗□□景雲二年207×22×3 011

などのように、天平神護3年(=神護景雲元年)から翌神護景雲2年までの、米・調塩の荷札木簡5点が含まれ、西隆寺の造営が官物を用いた国家的事業であったことを、木簡のうえからも確かめることができる。

ところで木簡に見える年紀等から、木簡群の年代を推定してみると、①まず荷札の年紀は天

平神護3年・神護景雲2年の2年間であること、②(天平)勝宝元年と記したものが1点あるが(49)、これは習書であること、③天平勝宝9歳(=天平宝字元年)以降宝亀元年9月まで、「首」と「史」に替わる表記として用いられた「毘登」を用いたものがある(35)こと、④「近衛府」の名を記す木簡が3点あるが(43・44・45)、近衛府は天平神護元年2月に、授刀衛を改称して成立したものであることなどから、②の天平勝宝元年は孤立しており、全体として神護景雲年間を中心に、下限は宝亀元年9月であると判断できよう。

このように見てくると、南家からの材の進上を物語る

(4)・南家解 申進上材事 □□式張 杵立參枝

・鼠走式枝 桧皮□□□□ □□石勝 四年六月十四日伊^{【賀か】}□□ (196+125)×(28)×3 019

にある年紀「四年」は、神護景雲4年(=宝亀元年)のことと考えられる(これ以外にも「四年」と記す木簡が1点ある(9))。以上のような造営過程で用いられ廃棄された木簡の年代は、上述した宝亀2年8月には西隆寺は成立していたという推測にも、合致するものである。

木簡に見える
修理司

次に木簡に見える修理司について考えよう。修理司の名が見えるのは、次の4点である。

(38)・修理司工丹生豊□

・古銭卅文 92×27×3 032

(39)・修理司判官息長木人

・新銭廿五文 80×19×2 032

(40)・修理司史生太真□

・新銭十五文 78×15×3 032

(41)・修理司民領丈部□

・新銭十□ (52)×(13)×3 039

これらはいずれも銭に付けられた付札であり、それによって、修理司には判官・史生・民領・工のいたこと、彼らが古銭・新銭を出していることがわかる。この場合の銭は、おそらく他の木簡(37)に名が見える「智識銭」であろう。同じように銭の付札に登場する官司としては、大炊寮(37)と近衛府(43)がある。

この修理司は先にも少し触れたように、『続日本紀』に次のような官人の任官記事がある。

〈長官〉

神護景雲2年7月戊子(17) 伊勢朝臣老人(宝亀9年3月丙申(10)も見官)

〈次官〉

神護景雲2年7月戊子(17) 相模宿祢伊波

同 3年6月庚申(24) 池原公禾守・堅部使主人主

宝亀3年11月丁丑朔 軽間連鳥麻呂

同 5年9月庚子(4) 英保首代作

丁度木簡の時期と重なるように現れ、これ以降史料から姿を消す。『続日本紀』では修理長官・次官とあり、修理司の名はないが、長官・次官は鑄銭司・造東大寺司をはじめとして、令外官の司に用いられた官名であるから、これらが修理司の官人であることは間違いない。

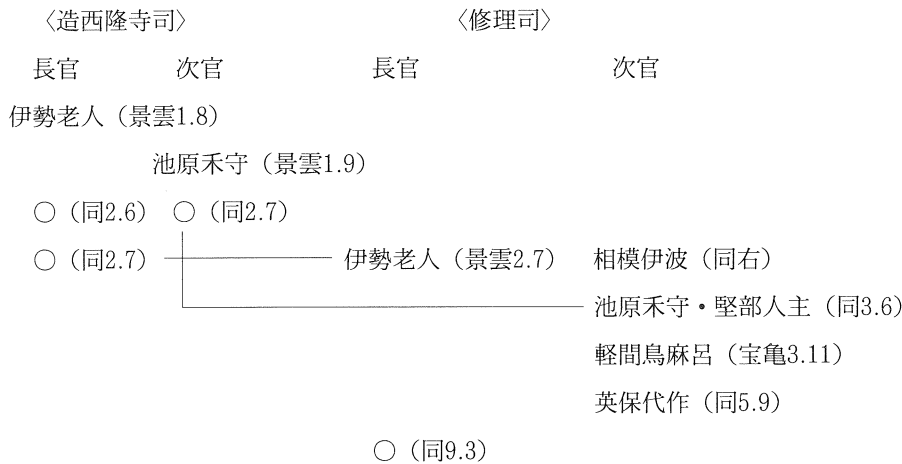
上の長官・次官の名を見ると、造西隆寺司の官人と重なるものいることが注目される。伊勢老人は任官当時、造西隆寺長官であり、修理長官との兼任であった。もっとも彼はその後い

つの時点かで、造西隆寺長官の任からはずれたらしく、それ以後彼が帯びる官名からそれは消えている。また神護景雲3年6月に次官となった池原禾守は、同元年9月に造西隆寺次官になり、翌年7月にもその職にあった。修理次官に任じられた当時もそうであったか否かは、定かではないが、その任官を伝える『続日本紀』の記事は、彼を大外記と記すのみである。

このように見えてくると、大勢として造西隆寺司が見えなくなるのに替わって、修理司が登場してくること、その官人に共通する者がいることがわかる。しかも修理司の智識錢の木簡が特に多いことは、同司と西隆寺造営の密接な関連を示唆するものである。

造西隆寺司
と修理司

両司の関係を図示すると、次のようである（○はその上と同一人物）。



造西隆寺司の長官が修理司の長官に、そして前者の次官が後者の次官になっているのである。しかも前者は、後者の初見である神護景雲2年7月の記事を最後に、見えなくなる。こうした両者の関係からすると、前者の西隆寺造営の機能が次第に後者によって担われるようになったと理解できるのではなかろうか。

かつて『西隆寺発掘調査報告』では、西大寺・西隆寺の造営には、造西大寺司・造西隆寺司があたるから、それとは別に置かれた修理司の役割を、両寺造営に伴う京城西北部の条坊の整備などにあたったのではないかと推測したが、修理司を条坊整備に関係すると見る積極的な根拠はない。むしろ平城宮内で「修」「理」あるいはそれらの略体、さらに「司」銘の刻印瓦が出土していることから、同司が宮内の修理にあたったことは確実であろう（森郁夫「平城宮の文字瓦」奈良国立文化財研究所『研究論集VI』）。造寺司と修理司の時期差等の上記の知見からすると、あるいは西隆寺の造営がかなりの早さで進んだことを受けて、西隆寺造営の最終段階から修理司がかわって担当するようになったとも考えられよう。さらに宝亀5年9月に次官になった英保代作が、西大寺兜率天堂を造営した人であること（同2年10月己卯(27)条）からすると、西隆寺にとどまらず、他寺とりわけ西大寺にも関与した可能性がある。

修理司の組織については、『続日本紀』から長官・次官、木簡からは判官・史生・民領・工の存在を知ることができる。この他木簡から窺える造営関係の組織としては、工所(1)・御像所(46)があり、また内匠寮(11)も何らかの関与をしたとみられるし、衛士(8)も動員されたことがわかる。工所には舎人・自進・斐太工が属していたことが知られる。御像所は、仏像作製にあたる組織であろう。工所・御像所はともに、現業部分の組織であり、造西隆寺司あるいは修理司に属したものであろう。造西隆寺司と修理司に関する先の推測に誤りがなければ、両所

は当初は造西隆寺司に属し、後には修理司の下に入ったことになる。

次に木簡に見える作業内容としては、井戸の掘削(6)あるいは埋め戻し(5)、松皮の運搬(7)がある。井戸の埋め戻しは、西隆寺造営以前にあった井戸を対象としたものであろう。実際発掘調査では、西隆寺造営以前の奈良時代前半の井戸がいくつか検出されている。

次に木簡から窺える、西隆寺造営の他の特徴を指摘しよう。木簡中に荷札木簡が含まれていることは先に指摘したが、西隆寺が勅願寺であることから、官物が用いられることは当然のことである。それ以外に財源として木簡に見えるものに智識銭がある。

(37)・合□智識銭□所入^{大炊寮助□□}

・□□□□□□□□

部宿称人五百文
神護景雲二年十二月

(84)×(15)×1 039

これは大炊寮助某以下数人の官人がまとめて出した智識銭に付けた付札である。この他にも智識銭と明記はないが、それと推測できるものがある。先の修理司木簡も「新銭」「古銭」の語があり、近衛府木簡(43)にも「新六百八」という新銭のことと見られる記載があることから、いずれも官人の智識銭の付札とみられる。この場合、新銭は天平宝字四年鑄造の万年通宝、ないしは天平神護元年鑄造の神功開宝、古銭は和同開珎である。さらに

(35) 田辺毘登□嶋

^(進カ)
□一百文

53×23×5 022

等(他に36・42)は、個人が施入した智識銭であろう。

南家の関与 次に注目されるのが、先に紹介した南家の関与を示す木簡(4)である。そこに見える「四年」は上述のように、神護景雲4年のことである。南家が榊立(方立)・鼠走等の材木を進上したことを示し、智識銭以外にも貴族による施入があったことがわかる。この南家が藤原南家であるとすると、南家で注目されるのは豊成である。豊成は天平宝字8年9月、弟押勝の失脚とともに、大宰員外帥から右大臣に返り咲いた。彼は、それ以前の天平宝字元年7月、押勝を除こうとした橘奈良麻呂の変に加担したとして、大宰員外帥に左遷されたわけであるから、押勝の乱と関わり深い、西隆寺の造営に右大臣復帰後に協力しようとしたとしても、不思議ではない。ただし、豊成は伊勢老人の造西隆寺長官任命後まもなくの、天平神護元年11月に死去しており(同月甲申(27)条)、木簡の神護景雲4年には、既に彼の子供の世代になっているが、上のような関わりから南家として、西隆寺に材木を施入したのであろう。

最後に「宇治銭用」と表裏に記した題籤軸(47)は、宇治における銭の支出を記した帳簿の軸に、その表題を書いたものである。宇治津は近江方面から材木を筏に組んで、瀬田川・宇治川・木津川と経由して、平城京に運んでくる際の中継地であり、また材木の売買が行われていたことも知られる(延喜木工式)。おそらく西隆寺の造営にあたって、材木の入手を近江方面に求めたことを示すものであろう。

2 西隆寺の占地と伽藍配置

西隆寺の寺地の位置については、長承3(1134)年5月25日「大和国両寺敷地図帳案」(西大

寺文書、『平安遺文古文書編5』2302号、同書は「南寺」とするが、内容からは「両寺」とすべきであろう)に

寺百九

西大寺十六丁^[七カ]段之内十

西隆寺四丁四段 敷地

右京一条二坊北辺

一条二坊

九坪一町 西隆寺 西小^[一反]同寺 南小一反同寺

十坪一町同寺 西小一反同寺 南大二反勅

十一坪一町勅

十二坪一町勅

十三坪一町勅

十四坪一町勅

十五坪一町西隆寺

十六坪一町西隆寺 西大二段勅 南小一反西隆寺

とあり、右京一条二坊の九・十・十五・十六坪を占めていたことがわかる。上に見える大・小はそれぞれ大路・小路のことであり、4坪を占めることにより、その中を十字形に走っていた小路を寺域内に取り込んだことがわかる。

西隆寺は右京一条二坊の九・十・十五・十六坪を占地

また鎌倉時代に作られた「大和国西大寺往古敷地図」(P.L.22 東京大学文学部所蔵、東京大学史料編纂所『日本荘園絵図聚影3』10)では、やはり右京一条二坊の九・十・十五・十六坪が一体的な敷地とされ、その中央に「西隆寺」という記載があり、上記のことを裏付けているし、発掘調査の結果もこれに合致する。なおやはり鎌倉時代の「大和国西大寺敷地図」(東京大学文学部所蔵、『同上』9)では、坪ごとに分割されて描かれているが、上と同じ4つの各坪に「寺中」、4坪の中を十字に走る小路の交点に「西隆寺」という朱書が施されている。

次に敷地内の伽藍配置について調べる。鎌倉時代後期、石上英一氏(「西大寺荘園絵図群の研究」『条里制研究3』)によれば永仁5(1297)年頃に作成された「大和国西大寺敷地之図」(P.L.23 東京大学文学部所蔵、『同上』8)によると、上記の4つの坪は、その周辺と同じくすべて各坪ごとに分割して描かれ、その間を小路が走り、一体的な敷地となっておらず、いずれも「寺領」(=西大寺領)とされている。そして九坪には「二反大畠一反田/福益/僧坊領有」、十坪には「六反内畠一反」という、田畠に関する記載があり、当時既に西隆寺が退転していることを知ることができる。しかしまた、十坪内に「西隆寺塔」(朱書)、十坪と十五坪の間の南辺に「南大門」(朱書)、十五坪内に「燈爐石」、4つの坪の中央に「金堂」(朱書)の記載がある。坪ごとの分割記載は、西隆寺の西にあった西大寺の敷地についてもなされており、その当時の現実の敷地のあり方を、必ずしも反映しているものではない。むしろ上に引用した記載文字、とりわけ朱書部分から、かつて4坪分の敷地が一体として西隆寺地であり、南辺中央に南大門があり、その内部東側に塔が、敷地中央に金堂が位置していたことを窺うことができる。また実際4坪の外周には道路を横断する部分を除き、墨線の上に重ねて朱線が引かれ寺地の範囲を示している。

なお西大寺には元禄11年の「西大寺伽藍絵図」(P L. 24・25 西大寺所蔵)がある。それは、「元禄十一祀桂月(=8月)穀旦(=吉日)、宝亀十一年十二月廿九日絵図流記を以て、謹んで模写するもの也」という由緒を持つように、宝亀11年の絵図流記を模写したというものである。それによると、西大寺の敷地は、東西11町、南北7町あり、その四至は「東は佐貴路を限り、西は京極路を限り、南は一条南路を限り、北は京極路を限る」という。そしてその中央に西大寺、東辺中央に西隆寺が描かれている。その北を限る築地塀は、西大寺境内の東辺を走る「佐貴路」に開く「一条北大路門」から西大寺の境内に入った所にあたり、南辺の築地塀はそれより2つ南の門の位置にあたる。すなわち南北は2町分あり、東西についても西大寺敷地北辺に開く門から判断すると2町分となり、敷地規模はこれまで述べたところと合致する。

佐 貴 路 ところで、この「佐貴路」とはどの道のことであろうか。先に見た「大和国西大寺往古敷地図」(P L. 22)「大和国西大寺敷地之図」(P L. 23)や弘安3年「大和国西大寺敷地図」(P L. 26 東京大学文学部所蔵、『同上』7)によると、「二坊(西)大路」から東へ3本目の小路、すなわち右京二坊の一・二・三・四坪と五・六・七・八坪との間を走る南北小路部分に、「佐貴路」という記載がある。この小路を西大寺敷地の東限とすることは、諸図一致しているが、この元禄11年の図では、西隆寺がその「佐貴路」に西接して描かれ、あたかも西大寺敷地の東限部分にあるかのようになっていることは、上述した文書や他の敷地図とは整合せず、信用することはできない。しかもこの「佐貴路」は宝亀11年の「資財流記帳」にも見えるが、そこでは西大寺の寺地を「右京一条三四坊に在り、東は佐貴路を限る(後略)」とする。これによれば、佐貴路は西二坊大路のことであり、上の諸図とは矛盾する。おそらく西大寺地にもとの西隆寺地を取り込んだ後においても、西大寺の東限が佐貴路であるという「資財流記帳」の記載により、上の諸図では本来の位置より3町東の小路が佐貴路と誤られたのであろう。

そのうえこの「伽藍絵図」では、西大寺の部分にも、宝亀11年の「西大寺資財流記帳」にはなく、後世に造られた建物も描かれており、この絵図全体として、どこまで宝亀年間の事実を伝えているかは、疑問の点が多い。むしろ江戸時代に往古の盛観を示そうとして作成された想像図であると見られている(『奈良六大寺大観 西大寺 全』)。

しかしそこに描かれた西隆寺の伽藍配置は、唯一現在に残る伽藍配置図であり、また何らかの資料に基づいているとも見られ、西隆寺の伽藍配置を復原するにあたって参考となるものであることは間違いない。そこで西隆寺の伽藍配置を見ると、その四周を囲む築地塀に開く「南大門」「東門」「西門」、それに寺地中央部の「弥陀金堂」、それを取り囲み金堂北の「講堂」に取り付く回廊と、その南に開く「楼門」、寺地東南部の「宝塔」、西南部の「円通殿」、東北部の「鼓楼」、西北部の「鐘楼」、さらに以上の主要伽藍地区の北側に、東西の築地塀で区画されて、「殿」「坊」「房」「厨」「倉」の建ち並ぶ一郭が描かれている。南大門・宝塔・金堂の位置などは、先の「大和国西大寺敷地之図」(P L. 23)とも一致する。

なおもう1つ西隆寺の伽藍配置を窺わせるものとして、元禄11年作成の「西大寺古伽藍敷地并現存堂舎坊院図」(P L. 27 東京大学文学部所蔵)がある。これは「元禄十一曆八月吉日、弘安二年歳次庚辰古伽藍敷地之図により、現在荒衰之跡を画くもの也」という由緒をもつもので、元禄11年当時の西大寺の荒廃状況を描いている。それには「西隆寺跡」の部分に数カ所礎石の跡が描かれており、往時の様子を偲ばせるものとなっているが、それらは先の「西大寺

伽藍絵図」(P L. 25) と対比すると、南大門・宝塔・円通殿・楼門・金堂・講堂・殿の位置にあたる。実はP L. 25とP L. 27は、共に元禄11年8月に描かれたものであり、両者の関係は一見したところでは、P L. 27が現況図、P L. 25が往古の復原図という性格のものである(ただし、厳密な意味での現況図ではないことについては次章でふれる)。したがって両図に見える西隆寺の伽藍配置と礎石の位置が対応関係にあるのも当然のことと言えよう。

したがってこれらの絵図の記載の真偽の程をみきわめるには、発掘調査結果と比較検討する必要がある。そこで1971年から73年にかけての調査結果を見ると、寺地のほぼ中央に金堂跡、東南寄りに塔跡が検出されており、また今回の調査で金堂を取り囲む回廊の東面・北面部分や東門・東面築地堀跡などが見付き、ほぼ絵図に対応している。絵図にない建物や堀なども見つかっているが、絵図は概念的に主要伽藍だけを描き、全建物を描いたとは考えられないので、その違いをあまり過大に考えることは誤りであろう。したがってこれらの絵図は、何らかの資料に基づき、ある程度西隆寺の伽藍配置の実態を伝えていると評価することができよう。

3 平安時代以降の西隆寺

前章では絵図資料を用いたため、江戸時代にまで言及したが、もう一度時代を遡り、文献史料を見ることにする。平安時代以降の西隆寺に関する史料は多くはない。大同2(807)年7月11日の僧綱所宛「玄蕃寮牒案」(九条家本「隅寺縁起」所収、『平安遺文古文書編10』補3号)には、「一 西隆寺不可隸法華寺事」という項目がある。西隆寺の管轄をめぐる何らかのいきさつがあったことが窺えるが、この問題の決着は元慶4(880)年につけられた。同年5月、「西大寺をして、西隆尼寺を撰領せしむ。この両寺はこれ高野天皇の創建にして、西隆尼寺をもって、西大寺僧等の法衣を浣濯する処となすなり」(『日本三代実録』同月19日壬申条)との措置がとられた。この記事の後半部が事実を伝えるものかは疑わしいが、ここに西大寺が西隆寺を撰領するに至った。西隆寺の勢威の衰退を窺うことができよう。六国史の平安時代に属する部分に西隆寺が登場するのは、わずかにこの記事だけであることも、やはりその衰退ぶりを物語るものと言えよう。そして前章でふれたように、西隆寺のかつての寺地が鎌倉時代になると、西大寺領になる大きな契機はこの措置にあったと考えられるのではなかろうか。

西大寺が西隆寺を撰領

次に『弘仁式』主税及び『延喜式』主税上には、越後国の出挙本稻として「西隆寺料一万束」が見える。同寺料が計上されているのは、越後だけであるが、なぜ越後に設置されたのかは不明である。しかしともかくこれにより、10世紀には西隆寺は存続していたと見られる。なお『伊呂波字類抄』には「西隆寺 桓武天皇御宇一二月、封一百戸施入之」と記されているが、この封戸施入を他の史料で確認することはできない。

10世紀には西隆寺は存続

その後時代はかなり下るが、建長3(1251)年「大和西大寺々領検注帳」(『鎌倉遺文古文書編10』7398号)によると、その中に西隆寺と西大寺を含み、前者は右京一条二坊の六～十一と十四～十六坪の9坪分を占めている。これは諸敷地図に見られたように、「佐貴路」(実際は西二坊大路であるべき本来の佐貴路ではなく、それより3本東の小路)以西の西大寺敷地に含まれる部分の右京一条二坊のうち、南辺の3坪を除いた部分にあたり、4坪を占める西隆寺敷地より一回り大きい。したがってこれを西隆寺とすることについては疑問もあるが、あるいは西隆

建長3年以前に西隆寺は廃絶

寺が伽藍部分の東辺と南辺の、同坊内の地を寺領として有しており、西隆寺が西大寺に摂領されるようになって以後は、その部分も西大寺の寺領とされたのかもしれない。それはともかく、この文書によれば、既にかつての西隆寺の地は田畠になっており、西隆寺が廃絶していたことを物語っている。

さらに文永6(1269)年12月「大和国西大寺田園目録」(『鎌倉遺文古文書編26』19893号)によると、「右京一条二坊九坪一段小」の地は「延応二年^唐二月六日為聖教用途知足房上人寄之」とあり、西隆寺内に含まれる土地が延応2(1240)年に寄進されていることがわかる。また「添下郡右京一条二坊十一坪内一段西隆寺ノ前アリ」、「添下郡右京一条二坊十五坪内二段小未申角西隆寺ニアリ」、「添下郡右京一条二坊十五坪内一段九十歩南辺、西隆寺内門」など、西隆寺に関わる記載があるが、いずれも西隆寺は田地の位置を示す、いわば地名として用いられており、既に西隆寺の寺地であった所が田地になっていることを物語るものである。鎌倉時代作製の「大和国西大寺敷地之図」(P.L.23)も、同様に退転後の様相を示すものである。こうして西隆寺は、鎌倉時代の13世紀中頃までには完全に姿を消し、その寺地であった所は田地に転換している。

ところで俊乗坊重源の『南无阿弥陀仏作善集』(奈良国立文化財研究所『俊乗坊重源史料集成』)には、文治3(1187)年頃重源の建てた東大寺浄土堂に安置された「金銅五輪塔一字」に「奉納御舍利三粒、一粒は聖武天皇御所持の舍利、今二粒は東寺・西龍寺」と記されている。これについては、15世紀後半に成立の菅家本『諸寺縁起集』(南都七大寺巡礼記)の東大寺浄土堂の項にも、仏舍利16粒の由来が見える。それによると、菩提僧正が天竺から将来し、聖武天皇に奉じた1粒が、後に分かれて2粒になったので、1粒は大仏の眉間に、1粒は東塔の宝物となったが、それが焼失して以後は浄土堂に安置した。その後分かれて16粒になった。そして毎日午剋に出して甲乙人に見せる「舍利十三粒の内一粒は、聖武天皇の御所持也、今二粒は、東寺・西龍寺」とある。これらによれば、菩提僧正によってもたらされ、もと「西龍寺」にあった舍利が重源により、浄土堂に安置されるに至ったようである。一方延慶2(1309)年3月には、もと東寺・唐招提寺・西隆寺にあった3粒の舍利が海竜王寺に寄進されている(西大寺所蔵海竜王寺文書)。これらに見られる西龍寺と西隆寺の異同については不明であるが、同一であるなら浄土堂からさらに海竜王寺に施入されたのであろう。いずれにせよ延慶2年当時は、既に西隆寺は廃絶しているが、かつてそこに奉納されていた舍利が信仰されていたことがわかる。

なお江戸時代の史料にも、西隆寺のことが散見する。延宝9(1681)年開板の林宗甫『大和名所記』(和州旧跡幽考)巻5には、「西隆尼寺の跡さだかならず。西大寺の乾(=北西)に尼が谷といふ所あり。これらの所にや」とある。また享保21(1736)年刊行の並河誠所『大和志』(『日本輿地通志』の一部)の西大寺の項にも、『大和名所記』と同内容の記事がある。方角も間違っており、既に当時その跡すらわからなくなっていたことがわかる(福山敏男「西隆寺」『奈良朝寺院の研究』)。そうすると前章でみた元禄11年の「西大寺古伽藍敷地并現存堂舎坊院図」(P.L.27)の礎石の描写も、はたして当時のものか疑わしくなる。延宝9年は元禄11年に先立つこと17年であり、その頃跡さえわからなくなっている西隆寺の礎石が、元禄11年になって明らかになるとは考えがたい。したがって、P.L.27もその当時の様相を描いたものとは評価できない。前章でこの図を、一応元禄11年当時の現況図としたが、必ずしもその当時のままではなく、おそらく西隆寺の部分は弘安2年の「伽藍敷地之図」によっているのであろう。